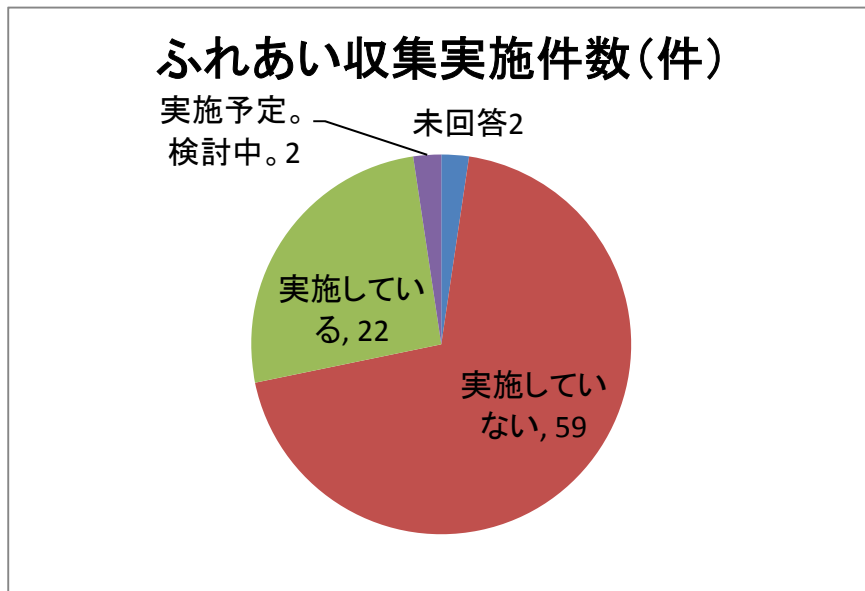


各設問の回答状況

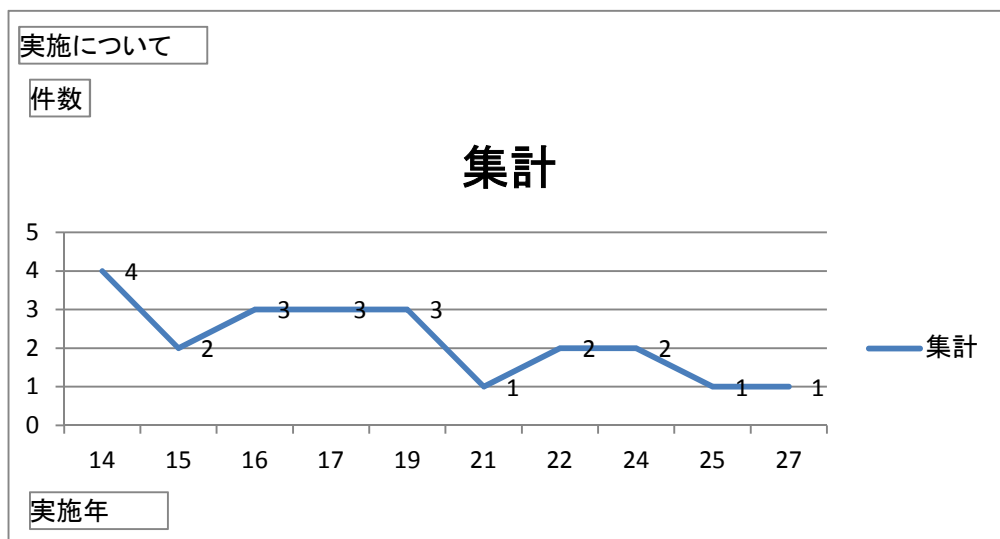
| 実施状況 | 件数 |
|-----------|-----------|
| | 2 |
| 実施していない | 58 |
| 実施している | 23 |
| 実施予定。検討中。 | 2 |
| 総計 | 85 |

| 実施状況 | 件数 |
|-----------|----|
| 未回答 | 2 |
| 実施していない | 59 |
| 実施している | 22 |
| 実施予定。検討中。 | 2 |



実施について 実施している

| 開始年度(平成) | 件数 |
|-----------|-----------|
| 14 | 4 |
| 15 | 2 |
| 16 | 3 |
| 17 | 3 |
| 19 | 3 |
| 21 | 1 |
| 22 | 2 |
| 24 | 2 |
| 25 | 1 |
| 27 | 1 |
| 総計 | 22 |



1. ③実施根拠

| 団体名 | 実施根拠 |
|----------|---|
| さいたま市 | さいたま市ふれあい収集実施要綱 |
| 川口市 | 川口市ふれあい収集実施要綱 |
| 春日部市 | 春日部市訪問収集事業実施要綱 |
| 越谷市 | ふれあい収集実施要綱 |
| 戸田市 | 根拠規定はなく、課内運用マニュアルに基づきます。 なお、家庭ごみの収集を委託している事業者のボランティアという形で実施しています(市の支出はありません) |
| 八潮市 | 八潮市まごころ収集実施要綱 |
| 吉川市 | 吉川市パートナー収集実施要綱 |
| 鴻巣市 | 鴻巣市ふれあい収集事業実施要綱 |
| 上尾市 | 上尾市ふれあい収集事業実施要綱 |
| 桶川市 | 桶川市訪問収集実施要綱 |
| 蓮田白岡衛生組合 | 蓮田白岡衛生組合ふれあい収集実施要綱 |
| 久喜宮代衛生組合 | 久喜宮代衛生組合ふれあい収集実施要綱 |
| 熊谷市 | 熊谷市ハートフル収集実施要綱 |
| 寄居町 | 寄居町ふれあい収集実施要領 |
| 川越市 | 川越市ふれあい収集実施要項 |
| 所沢市 | 所沢市ふれあい収集実施要綱 |
| 朝霞市 | 朝霞市家庭ごみ訪問収集実施要綱 |
| 和光市 | なし |
| 富士見市 | 富士見市ふれあい収集事業実施要綱 |
| 坂戸市 | 坂戸市ふれあい収集事業実施要綱 |
| 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市高齢者等緊急ごみ戸別収集サービス事業実施要綱 |
| 川島町 | 川島町ふれあい戸別収集実施要綱 |

2. ①対象世帯の要件

| ID | 団体名 | 実施について | 対象世帯要件 |
|----|-------|--------|--|
| 1 | さいたま市 | 実施している | 身近な人等の協力が困難で次のいずれかに該当する者 ・65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・一人暮らしの障害者 ・同居する家族がいる高齢者又は障害者(その同居者が、高齢者、障害者等で収集所にごみを出すことができない場合) ・上記のほか、市長が必要と認めた者 |
| 2 | 川口市 | 実施している | 市内に居住する次の各号のいずれかに該当する者で、親族又は近隣の者等の協力により一般ごみ等をステーションに排出することが困難な者とする。 (1)介護保険制度の認定が要介護1以上で、65歳以上の単身者 (2)障害者手帳を所持している単身者(但し、聴覚障害のみである者を除く。) (3)その他市長が認める者 |
| 3 | 春日部市 | 実施している | 訪問収集事業の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯であって、ホームヘルパー、近隣住民等の援助を得ることが困難で、かつ、自ら廃棄物等を所定の場所に持ち出すことが困難な世帯とする。 (1)日常生活において、介助又は介護を必要とする高齢者又は障害者のみで構成する世帯 (2)その他特に必要と認める世帯 |
| 5 | 越谷市 | 実施している | ①65歳以上の一人暮らしの世帯 ②障害を有する者のみで構成される世帯 |
| 7 | 戸田市 | 実施している | ①65歳以上の一人暮らし世帯 ②障害を有する者のみで構成される世帯 ③要介護を受けている者のみで構成される世帯 ④その他市長が必要と認める世帯 なお、原則としてヘルパー等が入っている場合は受けられない |
| 8 | 八潮市 | 実施している | 次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら既存のごみ集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯が対象 (1)日常生活を送る上で、介護又は介助を必要とする65歳以上又は障がいのある方で一人暮らしの世帯 (2)日常生活を送る上で、介護又は介助を必要とする65歳以上又は障がいのある方と同居する家族が居る世帯で、同居者が高齢者や障がいのある方及び年少者等である世帯 (3)上記(1)(2)のほか、市長が認める世帯 |
| 10 | 吉川市 | 実施している | 次の各号のいずれかに該当する者で、身近な人の協力を得ることが困難で、かつ、自らごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難なもののみにより構成されている世帯。 (1)日常、介助又は介護を必要とするおおむね65歳以上の者 (2)日常、介助又は介護を必要とする障害者 (3)前2号に掲げる者のほか、市長が認める者 |
| 15 | 鴻巣市 | 実施している | ①一人暮らしの高齢者(概ね65歳以上) ②一人暮らしの障がい者 ③①と②で構成される世帯 |
| 16 | 上尾市 | 実施している | ご自分でごみを集積所に出せないひとり暮らしや夫婦でも二人とも次の(1)(2)のいずれかに該当し、身近な人からごみ出しの協力が得られない世帯。 (1)高齢者は概ね65歳以上の人 (2)障害者は身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 |
| 17 | 桶川市 | 実施している | 65歳以上で、要介護認定を受けているひとり暮らしの者 ひとり暮らしの障害者 介護認定を受けている高齢者及び障害者と同居する家族が、集積所までごみを持ち出すことができない その他市長が特に必要と認めた者 |

2. ①対象世帯の要件

| ID | 団体名 | 実施について | 対象世帯要件 |
|----|----------|--------|--|
| 26 | 蓮田白岡衛生組合 | 実施している | 蓮田白岡衛生組合管内(蓮田市・白岡市)に住所を有するかたでごみ出しについて身近な人の協力を得ることができず、自らがごみ集積所までごみを持ち出すことが困難なかたとして、以下のいずれかに該当するかた (1)65歳以上の1人暮らしのかた (2)障害者のみで構成されている世帯のかた (3)要介護認定を受けたかたのみで構成されている世帯のかた |
| 27 | 久喜宮代衛生組合 | 実施している | (1)おおむね65歳以上の1人暮らしの世帯 (2)障害者のみを構成員とする世帯 (3)その他管理者が必要と認める世帯 |
| 30 | 熊谷市 | 実施している | (1)高齢者 ア65歳以上のひとり暮らしの方 イ同居の家族がいる者で、同居者が高齢者、虚弱者などで、集積所までごみを出すことができない者。 ウアに該当する者で、市長が特に必要と認める場合は、適用年齢を60歳以上とすることができる。 (2)障害者 アひとり暮らしの障害者 イ同居の家族がいる者で、同居者が高齢者、虚弱者などで、集積所まで、ごみを出すことができない者。 (3)その他特に市長が必要と認める者 |
| 38 | 寄居町 | 実施している | ふれあい収集の対象者は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯で、ごみ出しについて身近な人の協力を得ることができず、自分でごみ集積所まで排出することが常時困難で町が戸別に収集する必要があると認める世帯とする。 (1)要介護又は要支援認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成する世帯 (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯 (3)第1号に規定する高齢者及び前号に規定する者のみで構成されている世帯 (4)前3号と同等の状態にある世帯 |
| 43 | 川越市 | 実施している | (1)ごみ出しのできない高齢者世帯 (2)一人暮らしの障害者 (3)その他市町が特に認める者 |
| 44 | 所沢市 | 実施している | 1. 介護保険制度要支援2以上の認定を受けている65歳以上の単身者 2. 2級以上の身体障害者手帳を所持している単身者 3. 上記1又は2のみで構成されている世帯 4. その他市長が必要と認める者 |
| 48 | 朝霞市 | 実施している | 高齢や障害等により、自分でごみを集積所に出すことが困難で、身近な人の協力を得られない世帯。 |
| 50 | 和光市 | 実施している | 一人住まい若しくは健康な同居人のいない、次のいずれかに該当する者 (1)介護保険受給者証を交付され、和光市介護保険条例施行細則第3条第1項に定める要介護状態にある者 (2)身体障害者手帳を交付され、障害の程度でごみの排出が困難と認める者 (3)65歳以上で日常のごみの排出が困難と認める者 福祉部局で実施される和光市コミュニティケア会議又は和光市介護給付費等支給決定会議で戸別収集が必要と判定された場合に申請が行われる |
| 52 | 富士見市 | 実施している | 65歳以上の高齢者、または障害者のみで構成される世帯で、自力で集積所まで搬出が困難な世帯。ただし、近隣住民の協力、民間サービスの利用等により搬出できる世帯を除く。 |
| 53 | 坂戸市 | 実施している | 自ら集積所までごみ等を排出することが困難で、かつ、身近な人等の協力が得られない世帯であって、以下のいずれかに該当する者。 (1)65歳以上の一人暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯にある者 (2)一人暮らしの身体障害者又は身体障害者のみで構成される世帯にある者 (3)その他市長が特に必要と認める者 ※要支援、要介護であることは要件ではない。 |

2. ①対象世帯の要件

| ID | 団体名 | 実施について | 対象世帯要件 |
|----|------|--------|--|
| 54 | 鶴ヶ島市 | 実施している | <p>市内に住所を有し、自ら集積所までごみを持ち出すことが困難な世帯で、かつ他の福祉サービスでの対応や近隣住民等の協力を得ることが困難な状況にあり、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援・要介護の認定者で一人世帯 ○要支援・要介護の認定者が属する世帯で、世帯全員が高齢、障害、傷病又は年少等の世帯 ○その他市長が特に必要と認める世帯 |
| 72 | 川島町 | 実施している | <p>要介護度1以上、障害者手帳3級以上、療育手帳A以上、精神保健福祉手帳2級以上、これに準ずる世帯</p> |

2. ②対象世帯数

| 団体名 | 対象世帯数 | 人口 | 全人口における 対象者比率 |
|----------|-------|-----------|------------------|
| さいたま市 | 1,656 | 1,273,497 | 0.13 |
| 川口市 | 456 | 593,495 | 0.08 |
| 春日部市 | 5 | 236,583 | 0.00 |
| 越谷市 | 332 | 336,565 | 0.10 |
| 戸田市 | 9 | 135,776 | 0.01 |
| 八潮市 | 42 | 86,294 | 0.05 |
| 吉川市 | 13 | 71,179 | 0.02 |
| 鴻巣市 | 90 | 119,076 | 0.08 |
| 上尾市 | 278 | 227,912 | 0.12 |
| 桶川市 | 78 | 75,150 | 0.10 |
| 蓮田白岡衛生組合 | 90 | 114,639 | 0.08 |
| 久喜宮代衛生組合 | 180 | 187,798 | 0.10 |
| 熊谷市 | 123 | 199,881 | 0.06 |
| 寄居町 | 59 | 34,766 | 0.17 |
| 川越市 | 596 | 350,457 | 0.17 |
| 所沢市 | 577 | 343,321 | 0.17 |
| 朝霞市 | 101 | 136,321 | 0.07 |
| 和光市 | 45 | 80,546 | 0.06 |
| 富士見市 | 70 | 110,174 | 0.06 |
| 坂戸市 | 176 | 101,320 | 0.17 |
| 鶴ヶ島市 | 32 | 70,019 | 0.05 |
| 川島町 | 27 | 20,957 | 0.13 |
| 平均 | | | 0.09 |

3. ①申請窓口

| 申請部局 | 団体数 |
|-----------------|-----------|
| その他, 清掃部局, 福祉部局 | 1 |
| 清掃部局 | 14 |
| 清掃部局, 福祉部局 | 3 |
| 福祉部局 | 4 |
| 総計 | 22 |

※その他:久喜宮代衛生組合でも受付

3. ②福祉部局との連携

| ID | 団体名 | 福祉部局との連携 | 福祉部局との連携方法 |
|----|----------|----------|---|
| 1 | さいたま市 | あり | ケアマネージャーを通じて申請を受けたり、対象者の生存安否に異常が認められた場合に福祉部局に連絡をする等 |
| 2 | 川口市 | あり | ・事業PRパンフの配付 ・相談者等への事業の紹介 |
| 3 | 春日部市 | あり | 希望者の身体状況や介護保険サービス等の利用状況確認 |
| 5 | 越谷市 | なし | |
| 7 | 戸田市 | なし | |
| 8 | 八潮市 | あり | 障がい手帳などのデータの確認等 |
| 10 | 吉川市 | あり | 申請者の状態により、下記の担当課に情報提供書の提出を依頼、状況を確認しています。 ・日常、介助又は介護を必要とするおおむね65歳以上の方：介護保険担当課 ・日常、介助又は介護を必要とする障害者：障がい福祉課 |
| 15 | 鴻巣市 | あり | 訪問調査で同行 |
| 16 | 上尾市 | あり | 申請書の受付のほか、調査及び情報提供について連携しております。 |
| 17 | 桶川市 | なし | |
| 26 | 蓮田白岡衛生組合 | あり | ふれあい収集利用申請書の受付窓口として連携を図っている。 |
| 27 | 久喜宮代衛生組合 | あり | ふれあい収集に係る問い合わせ等の対応、申請書の受付 |
| 30 | 熊谷市 | あり | 民生委員協議会等での周知 福祉部へ申請者の介護、障害、単身高齢者登録、生活保護等の状況確認 |
| 38 | 寄居町 | なし | |
| 43 | 川越市 | なし | |
| 44 | 所沢市 | あり | 必要に応じて情報の共有を行う。 |
| 48 | 朝霞市 | なし | |
| 50 | 和光市 | あり | 福祉部局で実施される和光市コミュニティケア会議又は和光市介護給付費等支給決定会議で戸別収集が必要と判定された場合に、福祉部局から資源リサイクル課へ申請が行われる |
| 52 | 富士見市 | あり | 利用希望の相談が来たら、高齢者福祉課職員(障がい者のみ世帯の場合は障がい者福祉課職員)と環境課職員が同行で本人宅へ伺い、本人から状態等を聞き取る。条件を満たしている場合、環境課職員が実施方法について本人に説明する。帰庁後、高齢者福祉課で起案をし関係各課の合議を行う。 |
| 53 | 坂戸市 | あり | 【申請から事業開始までの流れ】 高齢者福祉課又は障害者福祉課で申請を受け付け、その後、清掃事務所の職員と共に対象者の自宅を訪問して、対象者の身体の状況の確認、そして、ふれあい収集の際のごみの排出場所や利用曜日等を決めていく。その後、決めた曜日からふれあい収集事業の開始となる。 |
| 54 | 鶴ヶ島市 | あり | 情報共有等 |
| 72 | 川島町 | あり | 福祉サービス事業所へのパンフレット配布 |

3. ④⑤訪問調査

| ID | 団体名 | 訪問調査 | 訪問調査内容 | 訪問調査以外の基準 |
|----|----------|---------|--|--|
| 1 | さいたま市 | 実施している | 訪問調査時には第三者を交え、本人がごみ出しをできない理由、障害の有無、ごみの出し方の説明と、ごみ回収時の声かけの有無、ごみを出す場所、介護サービスの利用状況の確認等を行う。特にごみを出す場所が分かりづらい場合があるので、詳しく聞き取りを行う。 | 特になし。 |
| 2 | 川口市 | 実施している | 利用申請書をもとに職員と代理申請者(ケアマネ等)同席の上訪問調査を行っており、調査内容としては、現在の病状、通院の状況・方法、ごみを運べない理由とこれまではどうしていたか、ヘルパーやデイサービスの利用状況、自分でできることの範囲、身内の協力などの状況等を可能な限り本人から聴取している。また、本人への聴取以外にも住居内外の状況やごみステーションまでの距離や地形の把握。さらには収集員も同席させていることから、ふれあい収集実施となった場合に支障となるものがないか(道路事情等)の把握なども併せて行っている。 | すべての申請人に対し訪問調査を実施したうえで判断している。 |
| 3 | 春日部市 | 実施していない | | 福祉部局のもつ情報をもとに、本人やヘルパーでの排出が可能か判断 |
| 5 | 越谷市 | 実施している | 対象者の担当ケアマネージャーや親族に同席してもらい、現状の聞き取りを行う。その際、ふれあい収集訪問調査審査基準表を用い、対象者の歩行状況や認知症の有無について総合的に判断する。 | |
| 7 | 戸田市 | 実施している | 対象者本人、あるいは本人が意思の疎通が難しい場合はケアマネージャー等に同席してもらい、状況を聞き取ったりします。 | |
| 8 | 八潮市 | 実施している | ご本人の健康状態、ヘルパー等サービスの利用状況、現在のごみ出し状況、協力者の支援状況、関係者の意見等 留意事項としては、ご自身の意見も聞き、その意見も考慮する。 | 本人及び現状の実態を調査し、判断している |
| 10 | 吉川市 | 実施している | <訪問調査時の確認事項> ・申請者の健康状態 ・ヘルパー等サービスの利用状況 ・現在のごみ出し状況 ・協力者の支援状況 | 担当課による情報提供書の内容により、ごみ出しが困難な状況であることが確認できること。 |
| 15 | 鴻巣市 | 実施している | ・自力でごみを出せない理由を確認 ・ヘルパーやデイケアなどの福祉サービスの活用状況を確認 ・近親者の助けが得られるかを確認 | |
| 16 | 上尾市 | 実施している | 家庭訪問の際、担当ケアマネ等と同席のもと本人から聞き取り調査を実施し、実態把握に努めております。 | 特に認知症の人の場合は、本人からの聞き取り調査が困難なため、親族や近所の人、担当ケアマネからの情報提供を参考にしております。 |
| 17 | 桶川市 | 実施している | 介護保険手帳、障害者手帳の確認 生活状況や通院状況の確認 緊急連絡先の方の名前と電話番号の確認 | |
| 26 | 蓮田白岡衛生組合 | 実施している | 事前に申請書で、利用者及び緊急連絡先の住所・氏名・連絡先やごみ出しが困難な理由、対象区分の該当箇所を記入してもらうが、訪問調査時には申請書に基づく照合確認を行う。ごみ出しが困難な理由、それらの状況を確認できるもの保険証(介護保険被保険者証、障害者手帳など)を提示していただく。 | 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の判断 |

3. ④⑤訪問調査

| ID | 団体名 | 訪問調査 | 訪問調査内容 | 訪問調査以外の基準 |
|----|----------|---------|--|---|
| 27 | 久喜宮代衛生組合 | 実施している | 申請内容の確認、収集開始日の調整、排出場所の確認 | 特になし |
| 30 | 熊谷市 | 実施している | 緊急連絡先(親族の支援状況)、協力者の有無、介護(障害)サービス利用状況、現在のごみ出し状況、オムツ等の使用の有無 | 訪問調査の結果を元に、所長、副所長、収集責任者、収集担当で審査会を行い、収集の可否を決定する。 審査にあたっては、高齢者(65歳以上)の単身世帯及び身障者の単身世帯を原則とし、少量の可燃ごみ等も自分で集積所まで運ぶことが困難な身体の状態かつ身近な人の協力が得られない状況であるかに焦点をあて、その他訪問調査時に聴取した諸事情も勘案して審査(判定)することにより、緊急度が高く、真に戸別訪問収集を必要とするケースを収集対象者として認定する |
| 38 | 寄居町 | 実施している | ①事業の概要説明 ②申請に至った経緯照会 ③生活状況の確認調査 | |
| 43 | 川越市 | 実施している | ・ごみ集積所への排出が困難な状況確認 ・緊急連絡先の確認 ・ごみの排出場所の確認 | 実施の有無を決めるための訪問調査は必須 |
| 44 | 所沢市 | 実施している | ・第三者を同席させる。 ・要件を満たしているか、特に集積所へのごみ出しが困難かを確認する。 ・声掛けの希望や排出場所の聞き取り。 | 原則、訪問調査で判断する。 |
| 48 | 朝霞市 | 実施している | 身体の状態、ごみの出し方の説明 | |
| 50 | 和光市 | 実施していない | | 資源リサイクル課では、ごみ収集の際の支障がないかの判断を行います。 |
| 52 | 富士見市 | 実施している | 内容については同上。留意事項は、近隣住民の協力、民間サービスの利用等により搬出できる場合は、継続して社会資源を活用していただく。社会資源の活用を検討しても確保できない場合に限り、当該事業の利用をすることとなる。 | 利用希望の相談が来た時点で、ある程度の本人の状態を聞く。対象となりそうな世帯、判断に迷う世帯に訪問調査を行い決定する。相談時の聞き取りで対象とならない世帯に訪問調査すると期待させてしまいトラブルとなるため、該当条件を説明し相談の時点で断る。 |
| 53 | 坂戸市 | 実施している | 訪問調査で対象者に確認することは以下のとおり ・対象者の具体的な身体状況・疾病について(その疾病等が、ごみ出しが出来ないことに繋がっているかどうか) ・対象者が医療機関にかかる曜日の把握 ・「ふれあい収集事業の日に、留守にする際または、ごみが出ない時は、あらかじめ高齢者福祉課または障害者福祉課に連絡を入れてください」ということを伝えています(安否確認の関係から)。 | なし |
| 54 | 鶴ヶ島市 | 実施している | | 要介護認定調査時の状況 |
| 72 | 川島町 | 実施している | 利用希望者の具体的な状況、緊急連絡先、通院等で家を空ける時間帯、ごみの排出場所の確認等 | なし |

4. 収集方法

| ID | 団体名 | 収集担当 | 委託業者数 | 収集種別 | 車両 | 収集体制 |
|----|----------|-------|-------|---|---|--|
| 1 | さいたま市 | 直営 | | ・資源物1類(びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック) ・資源物2類(古紙類、繊維) ・有害危険ごみ(蛍光灯、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター) ・もえないごみ ・もえるごみ | 2tダンプ、2tパッカー、0.65tダンプ、0.35t軽ダンプ | 【西清掃事務所】定曜収集との兼任で、水曜日13コース計26名で実施。 【東清掃事務所】定曜収集との兼任で、水曜日午前14コースと午後14コース体制で各車2名乗車の体制で実施。 【大崎清掃事務所】定曜収集との兼任で、月曜日6コース、水曜日11コース、木曜日3コース計36名で実施。 ※本市では上記3清掃事務所がふれあい収集を担当しており、収集体制は事務所ごとに異なりますので、個別に記載しました。 |
| 2 | 川口市 | 直営 | | 一般ごみ・有害ごみ・資源物(びん・飲料かん・ペットボトル・繊維類・金属類・紙類・プラスチック製容器包装)・乾電池 | 2t平ボディ車 | 専任8名 ※ただし、乾電池の拠点収集と兼務 |
| 3 | 春日部市 | 委託業者 | 1 | 可燃ごみ 不燃ごみ 資源物(びん・かん・ペット・紙・布) 有害・危険ごみ | 可燃ごみ:パッカー 不燃ごみ:パッカー又はキャブオーバ 資源物(びん・かん・ペット・紙・布):キャブオーバ 有害・危険ごみ:キャブオーバ | 通常のごみ収集を委託している組合が訪問収集も行っているため不明 |
| 5 | 越谷市 | 直営 | | 可燃ごみ・びん・古着・缶・危険ごみ・白色トレイ 燃えないごみ・ペットボトル・古紙 | 3tパッカー車 | 兼任・12グループ・計24名 |
| 7 | 戸田市 | 委託業者 | 1 | 可燃ごみ・不燃ごみ | 平ボディトラック | 家庭ごみ収集を一括で委託している事業者が行っていますが、実施は週一回で毎週木曜日の午後となっています(他のごみ収集が少ない時間帯)。そのため、収集にあたるスタッフは他の収集業務との兼任であり、1チーム計3人です。 |
| 8 | 八潮市 | 直営 | | 可燃ごみ、びん、かん、紙、布類、ペットボトル、 不燃ごみ、有害ごみ | 2tダンプ | 2名 |
| 10 | 吉川市 | 直営 | | 可燃ごみ、紙・衣類、ペットボトル、かん、びん、 有害ごみ、不燃ごみ | 2tダンプ | 兼任・1グループ・計2名(1名は委託) |
| 15 | 鴻巣市 | 委託業者 | 3 | 可燃、不燃、資源(有料の粗大ごみ以外) | 軽トラ | 1グループ2人(委託) |
| 16 | 上尾市 | 直営 | | 可燃物、金属・陶器、ペットボトル、ガラス、飲料 缶・スプレー缶、新聞・段ボール・雑紙・古紙 | 2tトラック | 専任・2グループ・計4名 |
| 17 | 桶川市 | 直営 | | 燃やせるごみ、プラスチック、金属・ガラス・乾電池、 紙製の容器と包装紙、その他ごみ | 2tダンプ | 兼任・計3名 ・訪問収集は週1回水曜日実施 ・車両は1台(2名乗車)使用 |
| 26 | 蓮田白岡衛生組合 | 直営 | | 燃えるごみ、燃やせないごみ、ガラス類、有害・ 危険ごみ、ペットボトル、飲食料用缶、古紙・布類 (集積所の排出方法と同様) | 2tトラック1台(平ボディ超低床・シングルキャブ・ ディーゼル車) | 兼任:直営2名 専任:臨時職員1名 |
| 27 | 久喜宮代衛生組合 | 直営、委託 | 2 | 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源(プラスチック類)、 資源(リサイクル)、有害ごみ | 2~4tパッカー(通常収集時に対応) | 兼任(通常収集時に対応) |
| 30 | 熊谷市 | 直営 | | 可燃ごみ、粗大ごみ、紙資源、カン、ビン、ペット ボトル、不燃ごみ (集積所に出せるごみ全般) | 1tトラック | 専任・1グループ・2名 |
| 38 | 寄居町 | 委託業者 | 2 | 可燃ごみ・不燃ごみ(缶・ビン・ペットボトル・小型 家電・その他) | 2tダンプ | 兼任・2グループ・計4名 |
| 43 | 川越市 | 直営 | | 可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、 紙類 | 0.7tダンプ | 専任・2グループ・計4名 |
| 44 | 所沢市 | 直営 | | 通常集積所に出せるごみの種別全て。(分別は してもらおう。) | 軽トラック2台 | 専任・2グループ・計4名 |
| 48 | 朝霞市 | 委託業者 | 2 | ・可燃ごみ・不燃ごみ・資源物(びん/かん/ペット ボトル/新聞/ダンボール/紙パック/雑誌・雑紙/ 布類/プラスチック類)・有害ごみ(蛍光灯・電球/ 乾電池/水銀体温計) | 2t~3tパッカー | 専任・5グループ×2社・計10名 |

4. 収集方法

| ID | 団体名 | 収集担当 | 委託業者数 | 収集種別 | 車両 | 収集体制 |
|----|------|------|-------|--|----------------|---|
| 50 | 和光市 | 委託業者 | 3 | すべて(可燃ごみ、プラスチック、ペットボトル、びん、缶、紙、布、その他(不燃・有害)) | 2tパッカー車、平ボディ車等 | 市の委託収集と同じ |
| 52 | 富士見市 | 直営 | | 可燃・不燃・資源プラ・ペットボトル・カン・ビン・新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・衣類 | 軽トラ | 環境課所属の職員3人・再任用職員2人・計5名でローテーション(曜日ごとに2人) |
| 53 | 坂戸市 | 直営 | | ・燃やせるごみ・燃やさないごみ ・資源ペットボトル・資源カン・ビン ・資源紙・布・資源プラスチック ・乾電池・蛍光灯類 | 軽トラック(ダンプ) | 兼任・計17名 |
| 54 | 鶴ヶ島市 | 委託業者 | 1 | 埼玉西部環境保全組合で収集している一般家庭の日常生活から出るごみ(粗大ごみを除く) | 未把握 | 未把握 |
| 72 | 川島町 | 委託業者 | 1 | 粗大ごみ以外の収集している種別すべて | 軽トラ | 委託業者の従業員(運転手1名) |

5. 声かけ

| ID | 団体名 | 声かけ | 緊急時の対応 |
|----|----------|---------|---|
| 1 | さいたま市 | 実施している | 原則として声掛けを行う。ごみがなく不在の場合は、独自に作成した「ふれあい収集連絡票」に回収に訪問した日時を記入、投函し、2週に亘りごみがなく不在の場合は、調査票に記載されている緊急連絡先へ確認を入れる。 |
| 2 | 川口市 | 実施している | 午前及び午後の収集終了後、声かけに回答の無かった世帯の状況を事務職員に報告し、事務職員は当初の代理申請者であるケアマネ等(もしくは家族)に連絡し安否確認をするよう依頼している。 |
| 3 | 春日部市 | 実施していない | 対象者に該当するかの判断が困難 直営ではないため細かな要望に応えることが困難 要望者の身体状況等の調査が困難 収集対象者が施設等に入居した際などの連絡不徹底 |
| 5 | 越谷市 | 実施している | ○緊急時は必要に応じて救命措置を行うとともに、その場で救急車を手配する。 ○リサイクルプラザへ連絡する。リサイクルプラザから担当マネージャーまたは緊急連絡先に通報し対応を依頼する。 |
| 7 | 戸田市 | 実施している | 訪問時にチャイムを鳴らしますが、不在でも玄関の外にごみが出ていれば回収します。数週間ごみが出ていない状況や、何か異常が感じ取れるような場合は担当課へ連絡をしてもらい、対応を検討します。 |
| 8 | 八潮市 | 実施している | 電話 |
| 10 | 吉川市 | 実施している | 収集員が担当課に状況(不在、ごみが出ていない等)を報告。 担当課は、申請時に伺っている緊急連絡先と連絡を取り利用者の状況を確認している。 |
| 15 | 鴻巣市 | 実施している | ごみ出されておらず、不在の場合は緊急連絡先へ確認する。 |
| 16 | 上尾市 | 実施している | 病状等に伴う緊急時の救急車への連絡のほか、不在時の場合に、訪問した旨のメモを訪問宅に残すほか、担当ケアマネ等の関係者への連絡・照会を行っております。 |
| 17 | 桶川市 | 実施している | 不在時は緊急連絡先に対象者の所在を確認している。 |
| 26 | 蓮田白岡衛生組合 | 実施している | 声かけは申請者の任意であり、声かけ希望のかたで回答がない場合については、緊急連絡先に連絡をする。 緊急を要する場合は、119番通報する。 |
| 27 | 久喜宮代衛生組合 | 実施していない | ごみが出ていない場合でも、特に収集以外の対応はしていない。 |
| 30 | 熊谷市 | 実施している | 緊急連絡先またはケアマネジャー等に連絡行っている。 |
| 38 | 寄居町 | 実施している | 収集業者から清掃部局へ連絡→地域包括支援センターへ照会 |
| 43 | 川越市 | 実施している | 緊急連絡者・担当ケアマネージャー等へ連絡 |
| 44 | 所沢市 | 実施している | 緊急時(倒れているなど)には、救急車を呼ぶ。 回答がない場合は、緊急連絡先に連絡を行う。 |
| 48 | 朝霞市 | 実施している | 収集員から市に連絡が入り、市からケアマネージャーまたは、家族に連絡している。 |
| 50 | 和光市 | 実施していない | |
| 52 | 富士見市 | 実施している | 収集予定日にごみが出ていない場合は、チャイムを鳴らす、ノックをするなどをし、安否確認を行う。回答があった場合作業日報に聞き取り内容等を記入。回答がない場合、その場から環境課または高齢者福祉課・障がい福祉課に状況を報告。報告を受けた後、福祉部局が本人の関係者(CMや家族等)に連絡し本人の所在を確認できるまで安否確認を行う。 |

5. 声かけ

| ID | 団体名 | 声かけ | 緊急時の対応 |
|----|------|---------|--|
| 53 | 坂戸市 | 実施している | 【安否確認】 清掃事務所職員が利用者宅にごみを収集しに行った際に、所定の場所にごみがなかったり、「〇〇様、ごみを持っていきます。」という清掃事務所職員の呼びかけに対して利用者からの応答がなかった場合、清掃事務所職員が電話にてその旨を高齢者福祉課または障害者福祉課に報告し、その後高齢者福祉課または障害者福祉課の職員が利用者の緊急連絡先や関係機関(デイサービス・医療機関等)に電話をして、利用者の安否の確認をする。いずれに連絡をしても、安否の確認が取れない場合は、警察に連絡をして利用者宅に直接駆けつけるケースもある。 |
| 54 | 鶴ヶ島市 | 実施していない | |
| 72 | 川島町 | 実施している | 町環境センターの職員に連絡する。不在時等本人に会えない場合でも委託会社の判断で町環境センターに連絡することになっています。 |